

## 葛飾区公文書管理条例準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 葛飾区公文書管理条例の検討のため、葛飾区公文書管理条例準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「区の機関」とは、区長、葛飾区教育委員会、葛飾区選挙管理委員会、葛飾区監査委員、葛飾区農業委員会及び葛飾区議会をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) (仮称) 葛飾区公文書管理条例(案)及び関連する区の機関の規則について提言を行うこと
- (2) 本区の文書管理全般に関する提言を行うこと

(組織)

第4条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員会の委員)

第5条 委員は、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、公文書管理に関して優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

2 委員の任期は、前項の規定により委嘱された日から(仮称)葛飾区公文書管理条例の施行日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(調査)

第8条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、区の機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。